

社会福祉法人みずほ会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずほ会の役員に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）については役員報酬を支給することができる。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は、次のとおりとする。

- 1、 理事長にあつては、次の専決決裁事項に係る職務とする。
 - (1) 「施設長の任命その他重要な人事」を除く職員の任命に関すること。
 - (2) 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
 - (3) 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
 - (4) 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。
 - (5) 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
 - (6) 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び改良するための支出並びに処分。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない物品の売却又は破棄。
 - (8) 予算「大区分」の流用、予算上の支出に関すること。
 - (9) 入所者・利用者の処遇に関すること。
 - (10) 入所者の預かり金に関すること。
 - (11) 寄付金の受入に関すること。
 - (12) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
 - (13) 施設長の職務専念義務の免除、服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
 - (14) 各種証明書の交付に関すること。
 - (15) その他法人の業務に関して重要と認められる事項。
- 2、 理事にあつては、次の議決事項に係る職務とする。
 - (1) 事業計画及び予算。
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
 - (3) 事業計画及び決算。
 - (4) 定款変更。
 - (5) 社会福祉施設の許認可等関係。
 - (6) 施設長の任命その他の重要な人事。
 - (7) 基本財産の処分、担保提供等。
 - (8) 金銭の借入。

- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更。
- (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更。
- (11) 施設用財産に関する契約その他主要な契約。
- (12) 寄付金の募集に関する事項。
- (13) 合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
- (14) その他法人の業務に関する重要事項。

3、 監事にあつては、次の監査実施等に係る職務。

- (1) 定款13条に規定する決算監査。
- (2) 法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
- (3) 理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
- (4) 毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、群馬県知事、前橋市長に報告すること。
- (5) 必要があると認めるとき、理事会に出席して意見を述べること。

4、 評議員にあつては、次の審議事項に係る職務。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告。
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- (3) 定款変更。
- (4) 合併。
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
- (7) その他、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項。

(役員報酬の額)

第4条 役員報酬は日額とし、その額は別表1に定めるところにより支給する。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を越えた場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員のものとしても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。

2 常勤役員又は職員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成22年5月25日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(別表1)

役員報酬の支給日額表

(単位：円)

役職名	支給対象時間	
	3時間未満	3時間以上
理事長	15,000	25,000
理事	10,000	15,000
監事	10,000	15,000
評議員	10,000	15,000

社会福祉法人みずほ会 役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずほ会の理事会等に出席した理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる事項に適用する。

- (1) 法人の定款に定める理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会
- (2) 理事長及び監事の法人運営に関する定期的な職務
- (3) その他理事長が必要と認めた会議等

(旅費支給)

第3条 前条各号に基づき出席した理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対し支給する。

(支給の額)

第4条 旅費支給額は、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員とも1kmにつき15円とする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月18日から施行する。

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。